

ハローワーク諫早公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 投稿内容

ハローワーク諫早は、当所の施策や各種取り組みに関する情報などを、随時発信しています。（当所で運用しているアカウントは以下のとおりです。）

SNS	アカウント名	アドレス
LINE	ハローワーク諫早	https://lin.ee/II9cTIf

2 投稿担当

ハローワーク諫早

3 注意事項

- (1) 各アカウントへのコメント等への返信等は原則行いません。

投稿内容に関するご意見・お問い合わせについては、長崎労働局ホームページの「労働局へのご意見」で受け付けています。

「労働局へのご意見」

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou42/nagasaki-roudoukyoku-goiken>

- (2) 下記の項目に該当するコメントは、コメントの投稿者に断りなく、全てまたは一部を非表示、削除、報告等をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 法律・法令等に反する場合またはそのおそれがある場合
- 公序良俗に反する場合
- 犯罪行為等を誘発または助長する場合
- 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける場合
- 本人の承諾なく個人情報进行特定・開示・漏えいする等プライバシーを害する場合
- 著作権、商標権、肖像権など当省または第三者の知的財産権を侵害する場合
- 営利活動、政治活動、宗教活動を目的としている場合
- 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なる場合
- 人種・思想・信条等の差別を助長する場合
- 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容または内容が似通っている場合
- 他の利用者、第三者等になりすました場合
- ハローワーク諫早の発信する内容に関係のない場合
- 各ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用規約に反する場合

- その他、各アカウントの運営上、不適切と判断した場合およびこれらの内容を含むホームページへのリンク等

(3) ユーザーのブロックについて

上記3 (2) に該当するコメントを投稿するユーザーは、各アカウントへのコメントをブロックする場合があります。また、各アカウントの適切な運用を妨げるユーザーは、永久にブロックする場合があります。

(4) 自然災害をはじめとする緊急時における SNS 運用

- 地震、豪雨、台風等の発生時は、人を混乱させるために意図的・意識的に作られた虚偽の情報や信頼できる情報源に基づかない不正確な情報など、いわゆる「偽・誤情報」がインターネット上で流通・拡散されやすくなります。自然災害等の緊急時においては、政府が国民の皆さまに的確かつ迅速に情報発信する必要があるため、当局 SNS から投稿する国民の皆さまに向けた注意喚起や災害対策情報、支援情報等、災害に関するものについて、コメント欄を制限します。

- 自然災害等の緊急時における他の政府機関や地方公共団体等が発信する関連情報については、状況に応じてリポスト等を行います。

(5) 各アカウントについて予告のない運用中止、投稿等の削除、アカウント自体の削除を行う場合があります。

4 知的財産権

各アカウントに掲載されている、写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権はハローワーク諫早または正当な権利を有する者に帰属します。

各アカウントの投稿記事に対する「フォロー」、「リポスト」、「いいね!」、「シェア」等は、自由に行っていただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

5 免責事項

各アカウントに掲載されている情報の正確さについては万全を期していますが、利用者が各アカウントの情報をを用いて行う一切の行為については、ハローワーク諫早は何ら責任を負うものではありません。

各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害については、ハローワーク諫早は責任を負いかねますのでご了承ください。

コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーはハローワーク諫早に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、ハローワーク諫早に対して著作権等を行使しないことに同意したものとしま

す。

上記のほか、各アカウントに関連して生じたいかなる損害についてもハローワーク諫早は一切の責任を負いません。

6 その他

この運用方針は令和7年3月17日から適用し、事前に告知なく変更や中止をする場合があります。

厚生労働省の施策について詳しく調べたい場合は、長崎労働局のホームページ又は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

令和7年3月17日 制定